

国 地 契 第 2 2 号
国 官 技 第 1 7 2 号
平 成 2 2 年 9 月 6 日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長

「総価契約単価合意方式の実施について」の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款が改正され、その実施が平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告されたことを受けて、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）を一部改正することとしたことに伴い、整合性を図る観点から、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成22年3月9日付け国地契第28号、国官技第261号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「総価契約単価合意方式 実施要領」4.(1)中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

附 則

この通知は、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。